

豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業における落札者の決定について

愛知県では、平成26年10月1日に豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業における落札者の決定について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）第8条の規定に基づき、当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行い、落札者を下記のとおり決定したので、公表します。

平成26年10月14日

愛知県知事 大村秀章

記

1 事業名

豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業

2 事業場所

豊川浄化センター（愛知県豊橋市新西浜町地内）

3 事業概要

本事業は、PFI法に基づき、落札者が設立する特別目的会社によって実施される。

消化システムの再稼働を含め、豊川浄化センター内の汚泥処理施設（濃縮施設、消化施設及び脱水施設等）に対して、更新及び修繕等を実施し、その後、運営・維持管理を行う方式（Rehabilitate Operate（RO）方式）により実施する。

又、下水汚泥から生成するバイオガスを利活用するために必要となる施設を整備した後、県に施設の所有権を移転し、その後、運営・維持管理を行う方式（Build Transfer Operate（BTO）方式）により実施する。

4 落札者

メタウォーターグループ

代表企業 メタウォーター株式会社 営業本部中日本営業部

構成企業 メタウォーターサービス株式会社O&M本部中日本管理部、
株式会社シーエナジー

協力企業 中日本建設コンサルタント株式会社

5 入札方法

総合評価一般競争入札

6 事業期間

契約日から平成48年3月31日まで

7 落札金額

7,885,408,089円（消費税及び地方消費税を含む。）

8 審査結果の概要

豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業に関するPFI事業者選定委員会が、応募者の最優秀提案者として選定し、本県がその者を落札者として決定した。

選定委員会による審査に関する詳細は、客観的評価の結果として後日公表する予定。